京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成２６年６月３０日

京都市長　門　川　大　作

京都市規則第１６号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第５７条に次の２号を加える。

⒅　臨時福祉給付金

⒆　子育て世帯臨時特例給付金

第２号様式備考以外の部分，第２号様式の２備考以外の部分，第３号様式の２，第１４号様式１，同様式２備考以外の部分，第１５号様式（表面），第１７号様式備考以外の部分，第２３号様式備考以外の部分，第２５号様式の２　１備考以外の部分及び同様式２備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第２７号様式中「あて先」を「宛先」に，「（注意）」を「注」に，「の発した」を「が発行した」に，「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

第３３号様式及び第３９号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第４６号様式備考以外の部分中「下さい」を「ください」に，「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，公布の日から施行する。ただし，第５７条の改正規定は，平成２６年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　従前の様式による用紙は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。

（会計室）